

【件名】中野区公契約条例の適用状況及び令和 6 年度中野区公契約審議会の開催予定について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

1 公契約条例適用件数 ※令和 6 年 6 月 1 日現在

（1）工事又は製造の請負契約でその予定価格が 1 億 8 千万円以上のもの

7 件（令和 5 年度末：7 件）

（2）工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が 1 千万円以上でかつ規則で定めるもの

72 件（令和 5 年度末：68 件）

（3）指定管理協定

20 件（令和 5 年度末：20 件）

（1）～（3）合計 99 件（令和 5 年度末：95 件）

2 公契約条例の遵守状況の確認方法

労働報酬の支払い状況や労働時間の管理状況等についての受注者及び指定管理者からの報告により確認（中野区公契約条例施行規則第 10 条）。

なお、労働条件等の遵守がされていない場合、労働者等は区又は受注者等に申し出ることが出来る（中野区公契約条例第 10 条）。

3 労働条件等の遵守がされていない場合の、区への申出件数（令和 5 年度実績）
0 件

4 令和 6 年度中野区公契約審議会の開催予定

令和 6 年 8 月 第 1 回中野区公契約審議会（諮問）

10 月 第 2 回中野区公契約審議会

11 月 第 3 回中野区公契約審議会

12 月 第 4 回中野区公契約審議会（答申）